業務委託契約書

社会福祉法人南伊豆厚生会（以下「甲」という）と　　　　　　　　（以下「乙」という）は、下記業務に関して、業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（目的）

　甲は、本契約及び別紙「給食業務委託仕様書」の定めるところにより、給食業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第２条（契約期間）

　委託期間は、令和７年４月１日から令和８年３月31日までとする。ただし、期間満了半年前までに双方より契約終了の位置表示がない場合は、４回を限度に１年間毎に更新できるものとする。

第３条（委託料）

　本契約に基づく乙の委託料は、下記のとおりとする。

（１）　人件費分　　　月額　　万円（消費税別）

（２）　食材費相当分　３食（朝、昼、夕）915円（10％税込）

おやつ（月３回）１食200円（10％税込）

　支払は、銀行振り込みにて実施するものとする。

第４条（成果物の権利帰属）

　甲は、必要な書類の提出を乙に求めることができるものとし、委託業務により作成された成果物の、無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属する。

第５条（再委託の制限）

　乙は、甲の書面による事前の承諾を得た場合を除き、本件業務を第三者に再委託してはならない。

第６条 （業務の代行）

乙は、火災、労働争議、業務停止等の事情により、その業務の全部または一部の遂行が困難になったときの保証のため、あらかじめ業務の代行保証者（以下「丙」という。）を指定しておくものとする。

２ 丙は、乙の申し出により甲が委託業務の代行の必要性を認めたときは、乙に代わってこの契約書の規定に従い、業務を代行しなければならない。但し、この場合であっても、乙の義務は免責されるものではない。

３ 丙は、社団法人メディカル給食協会など、確実に代行保障を行う能力を有した者でなければならない。なお代行保証契約に伴う経費は全て乙の負担とする。

第７条（権利義務の譲渡）

　甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または引き受けさせてはならない。

第８条（秘密保持）

乙は、甲から秘密とされた本件業務に関する一切の情報を第三者に開示してはならない。

第９条（報告義務）

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報を速やかに報告しなければならない。

第10条（契約解除）

　甲または乙が本契約の条項に違反したときは、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約の全部または一部を解除し、また被った損害を請求することができる。

第11条（不可抗力免責）

　天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、為替の大幅な変動など、当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

第12条（管轄裁判所）

　本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、甲の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とする。

第13条（協議）

　本契約で定めのない事項、並びに本契約の内容に変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書三通を作成し、署名捺印の上、甲、乙及び丙が各 １通を保管する。

令和　　年　　月　　日

1. 所在地 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂15-1

名　称 社会福祉法人南伊豆厚生会

代　表 理事長　稲　葉　勝　男 　　印

1. 所在地

名　称

代　表　　　　　　　　　　　　　　　 印

1. 所在地

名　称

代　表　　　　　　　　　　　　　　　 印